食品企業向け人権尊重の取組のための手引き 別添 2 作業シート「負の影響(人権侵害リスク)の特定・評価」ステップ①~③

本作業シートは「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」実務参照資料別添2作業シートを元に、食品企業向けに様式変更 したものです。

目次

- p 1 表紙
- p 2 企業が尊重すべき人権の分野
- p3 ステップ①リスクが重大な事業領域の特定 ステップ②負の影響(人権侵害リスク)の発生過程の特定
- p 4 ステップ①リスクが重大な事業領域の特定 ステップ②負の影響(人権侵害リスク)の発生過程の特定(記載例)
- p 5 ステップ③負の影響(人権侵害リスク)と企業の関わりの評価及び優先順位付け
- p6 ステップ③負の影響(人権侵害リスク)と企業の関わりの評価及び優先順位付け(記載例)



企業が尊重すべき人権の分野

- ■「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」に沿って人権尊重の取組を実施いただくにあたり、食品企業の皆様には、国際的に認められた人権(手引き本編 p 4、参考資料編 p 4~5 参照)の尊重に取り組んでいただくことが求められます。このうち、本手引き別添1では食品産業でとりわけ重要と思われる人権に関するリスクの理解を深めていただくため、各人権に関するリスクへの取組において意識すべきポイントを整理しました。
- ■以下①~⑪以外の国際的に認められた人権に関するリスクについても、本手引き本編の p 29、本手引き参考資料編p13、「実務参照資料 (別添1)参考資料」等も参考に確認し、本手引きに沿って人権尊重の取組を進めましょう。

参考) 手引き本編の別添1 で取り上げた人権分野

参考)手引き本編の別添1 で取り上げた人権分野	
①強制労働の禁止	⑦過剰・不当な労働時間の禁止
②児童労働の禁止	⑧公正な賃金の支払い
③差別の排除	⑨暴力とハラスメントの禁止
④外国人労働者の権利の尊重	⑩先住民・地域住民の権利の保護
⑤結社の自由・団体交渉権の尊重	⑪消費者の安全と知る権利
⑥労働安全衛生の確保	

別添2 作業シート 負の影響 (人権侵害リスク) の特定・評価

■ステップ①リスクが重大な事業領域の特定 ②負の影響(人権侵害リスク)の発生過程の特定

■ハノアン・ハフ・山本山 本本学が表現。機心のでは、シスマルで、ハマははアンハン・ベルエをはいていた ステップにリスタが重大な事業がは、機心、サプライギェーンの段階等)を発定することとかできます。 ステップにリスタが重大な事業がは、機心、サプライギェーンの段階等)を発定することとかできます。 ステップにフィップで、ステップに可称定されたリスクについて、①人権侵害リスクを確認し、(印確認された人権侵害リスクについて、その技況や原因を確認します。その結果について本シートを活用してまとめることが考えられます。

	自社の事業領域	

		_		確認ポイントは別添1等を参照					
主要な製品	主要な原料		原料調達	製造	輸送	販売			
		人権侵害リスクの内容 (実際に発生している人権侵害 と、生じる可能性のある人権侵害 の双方を含む) (発生場所)							
		上記の発生状況や原因(発生場 所)							
		人権侵害リスクの内容 (実際に発生している人権侵害 と、生じる可能性のある人権侵害 の双方を含む) (発生場所)							
		上記の発生状況や原因(発生場 所)							
		人権侵害リスクの内容 (実際に発生している人権侵害 と、生じる可能性のある人権侵害 の双方を含む) (発生場所)							
		上記の発生状況や原因(発生場 所)							
		人権侵害リスクの内容 (実際に発生している人権侵害 と、生じる可能性のある人権侵害 の双方を含む) (発生場所)							
		上記の発生状況や原因(発生場 所)							
		人権侵害リスクの内容 (実際に発生している人権侵害 と、生じる可能性のある人権侵害 の双方を含む) (発生場所)							
		上記の発生状況や原因(発生場 所)							

別添2 作業シート 負の影響(人権侵害リスク)の特定・評価

■ステップ①リスクが重大な事業領域の特定 ②負の影響(人権侵害リスク)の発生過程の特定

■ハノン・シハノの出血へを予禁が吸べいに、○风やが音(小田大郎・ノハノ)・小元上の温やパルと、 ステップにリスクが重大な事業が観く組品、サブライギェーンの設備等)を検定するに当たって、例えば、自社の事業活動をいくつかの製品に分解し、各製品についてサプライチェーン上どのような人権侵害リスクが指摘されているかを検討することが考えられます。その結果をまとめるに当たり、本シートを活用することができます。 ステップをステップ①で特定されたリスクについて、(i)人権侵害リスクを確認し、(ii)権限された人権侵害リスクについて、その状況や原因を確認します。その結果について本シートを活用してまとめることが考えられます。

自社の事業領域
菓子製造業 畜産加工品製造業

	確認ポイントは別添1等を参照								
主要な製品	主要な原料		原料調達	製造	輸送	販売			
チョコレート菓子	小麦粉、パーム油、カカオ、、、、	人権侵害リスクの内容 (実際に発生している人権侵害 と、生じる可能性のある人権侵害 の双方を含む) (発生場所)	10 人名の信仰社会部に対する人名団から報告で、同場のアプライン書面では13歳年業の記事を称 かけ、かっ知識を当時間開発ということが与いてもれた(タブタイヤー) 人名国際の定価できると一年の出版したと、カブスののカイを高度では13歳年余の有の重要的、 でいることを知ってはフライヤー)。 日本学生の自然をはなったがフライヤー。 内のもくてはから展示が認された。 人、そのもくてはから展示が認された。ことを報えている、「タープ条件」。	1.A展別の自身で、サフタイトの経営では影響の自事で貼られ、及業をおけて影響を保むされている基準を含えるが終まれていたサフタイナー のアフターを合っては、日本の自然ではありないで、日本の自然を使っ合いである。 自然協力で変なっている。 日本の自然を使っ合いでは、アクターを は可能の存在してはい、 者も上記が存在していなれたもっていることが呼ばれていた。 ぞうとう かっぱい はない はいない はいない はいない はいない はいない はいない はいな	アライイーの延縮機関を設け着な(理念会社)。	は他の他で観点でいる理解を含まったートラーで紹介できまったートラッカントトでもため 他の個が確定であると思していたが、実際は他の他の課題とためのだったというスキッシが小学的と たことの名(例記)。 この他のの言葉へのイツハウモタッカリンのごの音楽からスメントのごでもから。(例記)。			
アョコレード来丁		上記の発生状況や原因(発生場 所)	27v findis も同が国際された場合では中文人ものに言葉が知らなけれならない場合であり、原稿 する話人ものことをかっているため、記意語の言葉を指数とから高級物質を発かり、写真を言うと概定し ている状況(サブライヤー)。 3周末もの記載実際地区の様子子が必要(パループ会社)。	1週間春の園は製品が低いことが開催(サブライヤー)。 2グループ会社が特別問題をないことからかり下製品等を登打ることが「開催用」として禁止されていることが「ありかった「グループ地」。 これておいたがある「グループ地」。 2000年に対していることが表することと述っていたが、他大打手への意識が添ったことが展覧(自 2011	人子子至に上午運送事業会のドライバーが高りず、ドライバーが高時間の間を金額なくされていることが認識 (活成会社)・・	I 近出版等のコンプライアンル製造の対比と関係を開発しまする企業之をが開発できた。(株社)。 この最高の中代に高りがあり、ハラスメントへの登録が明し収集まずなくないことが享賞(今代金)。			
畜産加工品	鶏肉、糖類、、、	人権侵害リスクの内容 (実際に発生している人権侵害 と、生じる可能性のある人権侵害 の双方を含む) (発生場所)	は加工のは何でも他のなる研究ですられ間から目的をで、「間の高度を「は関わらら可能可能をから に関われているが、例かが開発から開発的では、「関係を関すったいっととが関われている ではアライヤー)。 は国際日本では、アーマンスタートとは国際党とのから関係のでは、同学で開始的には、日本 には、日本では、「アーマンスタートとは国際党とのから関係のでは、同学で開始的には、日本 では、「アーマンスタートとなった」、アーアをはてきたこれが同様のではできて、でいることが 明まれている。「アーマーアをは、」	は関係されるMOOREMERLE AREA のお問題とディー製作であること、デジアのモデ・フリル の間に自然的サイビの配信では、ことかかり、デジアイナーの信仰では関係が開発して では、型に直立たいか(デジアイヤー)。 大学アープ目の信息を開発的機能を選出したとう。 展開が多くなっていることが場合となった(デルー アクリープ目の信息を開発を選出したというでは、影響が当まっていた場合の意見を受く信仰の出籍が はなく知识の自然できない。 デジタイナー選挙がなり、では、ことが、日間では日の自然を見まっていたのに指 オアフィナー選挙がなり、では、日間では日の自然を発すく知识の出籍が オアフィナー選挙がなり、では、日間では日の自然を発する情報を表示された。	直接での紹介する」・選問さどの危機を言葉的により フライバーや研究性音・開催でか加工者が発生するかそれがある(運送会社)。	IMMのCMIX直を終わのアクインショナで配けた形。 場所は深刻できたますられまするもので「これさ 人名中心は関連に行かくてもよくなら(7)」と思したが、場所を選出来が立ちたのかり取りを形ま とは地質するよう場合がのは影響を対したことが、 人がリフルの選集が会場ではあったとか。 人がリフルの選集が会場ではあります。 は、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、「一般のでは、」 加た(小側の)。			
M (2.00 - 10)		上記の発生状況や原因(発生場 所)	マグライヤー企業の可能の高級の人権者や投資を担じていないことにおえ、非常的場合のくのでは のでするで開始しまれておっていることも、最終に対象をでもあっていることができまっていました。 グライープログラかが成分を開発の表現・必要や地域が最近は1.時もことの関係が平足していたことが展展(グ ループログラン	3条では他の商品が十分に発言されているくても、国際的の基本では労働の信息を提供で認めた地域の 「関係機能能力」ですべるので、素化にしない確認では他の商品を関する効果を見なりできるとなっ では他からかったがカーケーがは、小の間が開発に対するまとなったとが無限関係を表現していた(グルー アイリングライングをは、一の間では、またが、これが、これが表現である。 では、アイリングライングをは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	たの場合の何可では原因の何あするよう意思などは何がられない(そのため、タレでも思考を紹介され 事をなり付けることが実施)(原因を行う。	技術機能があたまするもちせかに関しているかったことと紹介がメック機能が確認されているかったことを提出された。(株別) たことが認定された。(株別) に関立より場合を開放器レールで表記の際はこれをしてきたが、名前的内による影響とども特別に出口 されている形にあり、さららも数別の間から変も対象((水気)。			
		人権侵害リスクの内容 (実際に発生している人権侵害 と、生じる可能性のある人権侵害 の双方を含む) (発生場所)							
		上記の発生状況や原因(発生場 所)							
		人権侵害リスクの内容 (実際に発生している人権侵害 と、生じる可能性のある人権侵害 の双方を含む) (発生場所)							
		上記の発生状況や原因(発生場 所)							
		人権侵害リスクの内容 (実際に発生している人権侵害 と、生じる可能性のある人権侵害 の双方を含む) (発生場所)							
		上記の発生状況や原因(発生場 所)							

別添2 作業シート 負の影響(人権侵害リスク)の特定・評価

■ステップ③ 負の影響(人権侵害リスク)と企業の関わりの評価及び優先順位付け

ステップ②までで確認された人権侵害リスクと自社との関わりを評価します。

また、確認された人権侵害リスクの全てに対して直ちに対処することが難しい場合には、対処する順番について優先順位付けを行うことが考えられます。

関わりの評価及び優先順位付けの考え方については、手引き本体4-2-1 人権DD負の影響の特定・評価③負の影響(人権侵害リスク)と企業の関わりの評価及び優先順位付けをご参照ください。

人権侵害リスクが懸念される	人権侵害リスクの具体的な内容	自社との関係性	深刻度 (高・中・低の3段階評価)			発生可能性 - (高・中・低の	優先順位
領域・場所・取引先等	八惟反古ソスソの共体的な内台	(引き起こしている・助長している・直接関連している・どれにも当てはまらない)	規模	範囲	是正困難度	3段階評価)	後

別添2 作業シート 負の影響(人権侵害リスク)の特定・評価

■ステップ③ 負の影響(人権侵害リスク)と企業の関わりの評価及び優先順位付け

ステップ②までで確認された人権侵害リスクと自社との関わりを評価します。

また、確認された人権侵害リスクの全てに対して直ちに対処することが難しい場合には、対処する順番について優先順位付けを行うことが考えられます。

関わりの評価及び優先順位付けの考え方については、手引き本体4-2-1 人権DD負の影響の特定・評価③負の影響(人権侵害リスク)と企業の関わりの評価及び優先順位付けをご参照ください。

人権侵害リス	・ リスクが懸念される 人権侵害リスクの具体的な内容		自社との関係性	深刻度 (高・中・低の3段階評価)			発生可能性 - (高・中・低の	優先順位
領域・場所	f・取引先等	八個反合リスノの共体的な自分	(引き起こしている・助長している・直接関連し ている・どれにも当てはまらない)	規模	範囲	是正困難度	3段階評価)	後 定人限 区
例 サプライヤーA		・工場での強制労働 (従業員に対する日常的な脅迫等)	助長している(理由:・・・)	高	中	高	高	高
例	本社営業部	・従業員の長時間労働	引き起こしている(理由:・・・)	中	中	中	高	中
例	鉱山	・鉱山での児童労働	直接関連している(理由:…)	高	中	高	中	高
1	自社	従業員の長時間労働	引き起こしている(理由:自社の対策の不備が長時間 労働を引き起こしているため)	中	中	中	高	高
2	グループ会社A社	技能実習生の身分証保管 (強制労働)	直接関連している(理由:自社製品の製造と関連して いるため)	高	低	中	高	高
3	サプライヤーB社	子どもの雇用(児童労働)	直接関連している(理由:自社製品の製造と関連して いるため)	高	低	高	中	高
4	サプライヤーC社	従業員の長時間労働	助長している(理由:自社の発注が長時間労働につながっているため)	高	高	高	高	高
5	原材料を 生産する農場	農場での児童労働	直接関連している(理由:自社製品の製造と関連して いるため)	高	中	高	高	中
6								
7								
8								